

毒物劇物の取扱いは安全ですか？

1 毒物劇物を取扱う全ての皆様へ

毒物又は劇物を製造、輸入、あるいは販売を行う場合は、事前に国又は長野県の登録が必要となります。

これらの事業所では、盗難、紛失防止、流出、漏洩防止、事故時の関係機関への通報などが義務付けられております。

しかし、上記以外でも、毒物又は劇物を取扱う場合には、カギをかけて保管するなどの注意が必要です。2枚目の【毒物劇物取扱者チェックリスト】を参考に、毒物劇物の危害防止を図ってください。安心、安全に過ごせる長野県作りにご協力願います。

2 毒物劇物に関する事件・事故は他人事ではありません。

毒物劇物は社会生活の中で、様々な形で用いられています。しかし、本来の使用用途や、使用目的以外に毒物又は劇物が使われる事件や事故は後を絶ちません。緑豊かな長野県を守る為にも、適切な保管管理をお願いします。

3 毒物劇物業務上取扱者の一例

- ・毒物又は劇物である農薬等を使用する方
- ・塩酸や有機シアン化合物を使用して医薬品等を合成する方
- ・研究、教育の目的で毒物又は劇物である試薬を使用する方(学校、大学、研究所等)
- ・殺虫剤であるシアン化合物を使用して、倉庫等のくん蒸を行う業者の方等

毒物劇物取扱者チェックリスト(毒物劇物業務上取扱者の皆様へ)

1.1 盗難紛失防止に対する必要な措置がなされていますか？

(法第22条第5項、法第11条第1項、S52.3.26 薬発第313号)

- 保管設備は、専用の鍵のかかるものですか。
- 必ず施錠し、鍵の管理を徹底していますか。
- 屋外に保管する場合は、一般の人が近づけないように頑丈な柵を設けていますか。
- 受払記録があり、在庫量の定期的点検、使用量の把握をしていますか。

1.2 飛散・漏れ等に対する必要な措置がなされていますか？

(法第22条第5項、法第11条第2項)

- 保管設備は、固定された堅固なものですか。
- 震災対策として薬品が転倒落下しないような設備を設けていますか。
- タンクのまわりには防波堤を設置する等構造・設備の基準を守っていますか。
- 容器や保管設備などに、腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認していますか。
- 通常使用していないが、保守点検時、流出時等緊急的に使用する容器や保管設備についても、腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認していますか。
- 保管場所の床面は、地下浸透を防止するような構造になっていますか。

1.3 その他

(法第22条第5項、法第11条第3項、法第16条)・(法第22条第5項、法第11条第4項)

- 運搬中に紛失、飛散、流出しないように積載方法、運搬方法等の基準を守っていますか。
- 毒物劇物を入れる容器として、飲食物の容器を使用していませんか。

2.1 容器被包に所定の表示がなされていますか。

(法第22条第5項、法第12条第1項)

- 毒物劇物の容器には「医薬用外毒物」(赤地に白字)、「医薬用外劇物」(白地に赤字)の表示が行われていますか。

2.2 貯蔵陳列場所に所定の表示がなされていますか？

(法第22条第5項、法第12条第3項)

- 毒物劇物を保管する場所には「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示が行われていますか。

3 届出義務等を知っていますか？

(法第22条第5項、法第16条の2)

- 毒物劇物が飛散、漏れ、流れ出等により、不特定又は多数の人に被害がおよびそうな場合直ちに、保健所、警察署又は消防署に連絡することを知っていますか。
- 自らも、被害拡大を防止するために必要な応急措置を講じなければならないことを知っていますか。
- 毒物劇物が盗難又は紛失した場合には直ちに警察署に連絡することを知っていますか。

4 廃棄については適切に行われていますか？

(法第15条の2)

- 廃液が発生する場合には、廃液処理装置を有し、廃液処理が適切に行われているか、定期的に点検していますか。

5 その他

(S50.11.6 薬安第80号・薬監第134号)

- 日頃からの毒物劇物の管理・責任体制を明確にした危害防止規定を作成していますか。
※危害防止規定には、以下の項目が記載されていますか。
 - 職務及び組織に関する事項の記載
 - 毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する記載。
 - 毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検方法に関する記載
 - 貯蔵設備等の整備又は補修に係る記載
 - 事故時における関係機関への連絡等の事項の記載。
 - 教育訓練に関する事項の記載
 - 業務上取り扱う(保有している)毒劇物のMSDS(安全性データシート)を保有していますか。(その物質の毒性、漏れ時の対処法等が記されたものでメーカーが発行するもの。)

※ご不明な点等ございましたら、以下までお問い合わせ下さい。

長野県 健康福祉部 薬事管理課 TEL026-235-7159

最寄りの保健福祉事務所 食品・生活衛生課